大阪公立大学（仮称）杉本理学系学舎整備事業その２に関する事業協定書（案）

大阪公立大学（仮称）杉本理学系学舎整備事業その２（以下「本事業」という。）の実施に関して、公立大学法人大阪（以下「発注者」という。）及び○○○○（単体企業、共同企業体、又は企業グループ【法人等名、代表者等氏名】）（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり事業協定（以下「本事業協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本事業協定は、発注者が実施した本事業に係る技術提案の公募手続（以下「本公募手続」という。）において、優先交渉権者の技術提案を特定したことを確認し、発注者と優先交渉権者が相互に協力して円滑かつ確実に本事業を遂行するため、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第２条 発注者及び優先交渉権者は、本事業協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

（規定の適用関係）

第３条 本事業は、 本事業協定、第６条、第７条の１及び第７条の２に基づき締結される実施設計業務、工事施工業務及び工事監理業務に係る各契約書（以下「契約書」という。）、発注者が本公募手続において配布した一切の資料（プロポーザル関連資料、要求水準書等）及び当該資料に係る質問回答書（追加指示書を含む。）（以下「募集要項等」という。）、並びに本公募手続において優先交渉権者の技術提案に関して優先交渉権者が発注者に提出した一切の資料（以下「技術提案書等」という。）に準拠する。これらの記載内容に矛盾又は相違がある場合には、本事業協定、契約書、募集要項等、技術提案書等の順に優先して適用される。

２ 本事業協定、契約書又は募集要項等それぞれの書類間で矛盾又は相違があるとの疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者との間において協議の上、記載内容に関する事項を前項に従い決定する。

３ 第１項の規定にかかわらず、本事業協定書等（本事業協定、契約書及び募集要項等をいう。）と技術提案書等の内容に差異がある場合には、技術提案書等に記載された提案内容が本事業協定書等に記載された水準を上回るときに限り、当該上回る部分については技術提案書等の提案内容が優先して適用される。

（有効期間）

第４条 本事業協定の期間は、本事業協定の締結の日に開始し、第12条における技術提案書等に記載の完成期限（令和〇年〇月〇日）、第７条の１第８項及び第７条の２第８項に定める価格等の交渉の不成立が確定した日又はその他理由の如何を問わず本事業が終了した日のいずれか早く到来した日までとする。

２ 第８条、第18条及び第19条の規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

（事業の概要）

第５条 本事業は、以下の各号の業務から構成するものとし、優先交渉権者は、本事業協定及び各契約書に基づき業務を履行する。

一 実施設計業務（2期工事、3期工事、4期工事、基礎教育実験棟受変電設備更新工事）

【2～4期工事】

二 2期工事 工事施工業務、工事監理業務

三 3期工事 工事施工業務、工事監理業務

四 4期工事 工事施工業務、工事監理業務

【長寿命化改修工事】

五 理学部B棟天井落下防止対策工事 工事施工業務

六 基礎教育実験棟受変電設備更新工事 工事施工業務

七 基礎教育実験棟外壁改修その他工事 工事施工業務

八 基礎教育実験棟屋上防水改修工事 工事施工業務

九 基礎教育実験棟大講義室・玄関ホール 工事施工業務

（実施設計業務の契約手続等）

第６条 発注者及び優先交渉権者は、本事業協定締結後速やかに、募集要項等による実施設計業務に係る契約（以下「設計業務委託契約」という。）を締結する。

（2～4期工事に係る業務の契約手続等）

第７条の１ 発注者は、優先交渉権者に対し、2～4期工事に係る業務の契約の締結に当たり、2～4期工事の各段階において、設計委託契約に基づき優先交渉権者から引渡しを受けた設計成果物を基に、工事施工業務と工事監理業務それぞれの業務費の内訳が確認できる事業費内訳書を付した見積書、数量調書及び見積条件書（以下「当初見積書等」という。）の様式及び内容並びに提出方法等を通知する。

２ 優先交渉権者は、前項の通知に従った内容の当初見積書等を作成し、発注者の指定する提出方法により発注者に提出する。

３ 当初見積書等における事業費は、技術提案書等に記載の提案価格（以下「提案事業費」という。）のうち各業務に係る事業費（以下「業務提案額」という。）を、それぞれ超えてはならない。

４ 発注者及び優先交渉権者は、当初見積書等の内容について業務提案額を超えない範囲で価格等の交渉を行う。この場合において、業務提案額と当初見積書の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が見られない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。

５ 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた見積書等（以下「改定見積書等」という。）を、第２項に定める内容で作成し、発注者の指定する提出方法により、発注者の指定する期日までに発注者に提出する。

６ 発注者は改定見積書等を参考に予定価格を定め、随意契約の手続きを行うため、優先交渉権者から見積書を徴する。

７ 発注者及び優先交渉権者は、前項の見積書が各業務の予定価格を下回った場合に、2～4期工事の各業務に係る契約を、2～4期工事の各段階においてそれぞれ締結する。

８ 第４項に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

（長寿命化改修工事に係る業務の契約手続等）

第７条の２ 発注者は、優先交渉権者に対し、長寿命化改修工事に係る業務の契約の締結に当たり、長寿命化改修工事の各段階において、工事施工業務の業務費の内訳が確認できる事業費内訳書を付した見積書、数量調書及び見積条件書（以下「当初見積書等」という。）の様式及び内容並びに提出方法等を通知する。

２ 優先交渉権者は、前項の通知に従った内容の当初見積書等を作成し、発注者の指定する提出方法により発注者に提出する。

３ 当初見積書等における事業費は、技術提案書等に記載の提案価格（以下「提案事業費」という。）のうち各業務に係る事業費（以下「業務提案額」という。）を、それぞれ超えてはならない。

４ 発注者及び優先交渉権者は、当初見積書等の内容について業務提案額を超えない範囲で価格等の交渉を行う。この場合において、業務提案額と当初見積書の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が見られない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。

５ 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた見積書等（以下「改定見積書等」という。）を、第２項に定める内容で作成し、発注者の指定する提出方法により、発注者の指定する期日までに発注者に提出する。

６ 発注者は改定見積書等を参考に予定価格を定め、随意契約の手続きを行うため、優先交渉権者から見積書を徴する。

７ 発注者及び優先交渉権者は、前項の見積書が各業務の予定価格を下回った場合に、長寿命化改修工事の各業務に係る契約を、長寿命化改修工事の各段階においてそれぞれ締結する。

８ 第４項に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

（価格等の交渉の不成立）

第８条 価格等の交渉が不成立となった場合、発注者は、非特定となった旨及びその理由を書面により通知する。

２ 前項に規定する場合、設計業務委託契約に基づく業務委託料を除き、本事業協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第16条から第21条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（統括責任者等）

第９条 優先交渉権者は、統括責任者を置き、その氏名その他必要な事項を直ちに発注者に通知しなければならない。また、統括責任者を変更したときも同様とする。

２ 統括責任者は、本事業に係る契約の履行に関し、事業の管理及び統括を行うほか、次の各号に掲げる権限を除く、本事業に係る契約に基づく優先交渉権者の一切の権限を行使することができる。

一 契約代金額の変更

二 履行期間の変更

三 契約代金額の請求及び受理

四 第10条第１項の請求の受理

五 第10条第２項の決定及び通知

六 工事請負契約約款第13第１項の請求の受理、第13第３項の決定及び通知、第13第４項の請求、第12第５項の通知の受理

七 本事業に係る契約の解除

３ 優先交渉権者は、本事業に係る契約に定める請求、通知、報告、申出、確認及び解除を、統括責任者を経由して行い、発注者は、本事業に係る契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾等を、統括責任者を経由して行う。

４ 優先交渉権者は、第１項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

５ 優先交渉権者は、統括責任者に委任する権限のうち、工事施工業務に係る権限に限り、現場代理人に委任することができる。なお、現場代理人に委任する権限がある場合は、あらかじめ、委任する権限の内容を発注者に通知しなければならない。

７ 統括責任者は、工事請負契約約款第11条に規定する現場代理人を兼ねることができる。

（本事業関係者に関する措置の請求）

第10条 発注者は、統括責任者、優先交渉権者の使用人又は優先交渉権者から業務の一部を委任され若しくは請け負った第三者がその業務の実施につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不適当と認められる場合には、優先交渉権者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２ 優先交渉権者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から７日以内に発注者に通知しなければならない。

（提案事業費の遵守）

第11条 優先交渉権者は、技術提案時に提示した次の提案事業費を遵守する。

一 本事業全体に係る事業費上限金額 ○○○円

二 長寿命化改修工事の工事施工業務の上限金額 ○○○円

ただし、各上限金額は、消費税及び地方消費税を含み、税率は10％で算出する。

２ 優先交渉権者は、は、第７条の１及び第７条の２におけるそれぞれの契約の締結までの間において、要求水準（募集要項等に基づき発注者が本事業について優先交渉権者に求める水準をいい、技術提案書に記載された提案内容が募集要項等に示された水準を上回る場合は、第３条第３項に基づき当該上回る部分については技術提案書等の提案内容の水準を適用するものをいう。以下同じ。）の変更又は法令変更（消費税等の税率変更を除く。）等の事態が生じた場合においても、上限金額の範囲内でそれぞれの契約を締結するよう最大限の努力をするものとする。

３ 前項の場合において、優先交渉権者は、自らの努力のみでは合理的に要求水準を満たすことができず、その変更を必要とする場合、上限金額内で要求水準の変更の提案を行い発注者と協議するものとする。

４ それぞれの契約締結までの物価変動については、原則として上限金額又は要求水準の変更又はその協議を行うべき事由には該当しないものとする。ただし、予期することのできない特別な事情により、日本国内において著しい物価変動が生じ、上限金額が不適当となったと発注者が判断した場合に限り、発注者は優先交渉権者と協議するものとする。

（完成期限の遵守）

第12条 優先交渉権者は、技術提案書等に記載の完成期限（令和〇年〇月〇日）を遵守する。

２ 優先交渉権者は、本事業協定の締結後14日以内に、本事業協定の締結日から完成期限までの事業工程表を作成し、発注者に提出するとともに確認を受けなければならない。

３ 優先交渉権者は、本事業を事業工程表に従い実施し、事業工程表に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。

４ 優先交渉権者は、事業工程表について変更があった場合には、速やかに発注者に当該変更後の事業工程表を提出して、確認を得なければならない。

５ 発注者は、前項の確認の結果、事業工程表の内容が要求水準に適合しないと認める場合には優先交渉権者に是正を求めることができる。この場合、優先交渉権者は、自らの責任で速やかに是正を行い、前項の確認を受けなければならない。

６ 優先交渉権者は、第７条の１及び第７条の２におけるそれぞれの業務の契約手続きにおいて、要求水準の変更又は法令変更（消費税等の税率変更を除く。）等の事態が生じた場合においても、完成期限を遵守するよう最大限の努力をするものとする。

７ 優先交渉権者は、前項の場合において、自らの努力のみでは合理的に完成期限を遵守することができず、要求水準の変更が必要と認める場合、要求水準の変更の提案を行い、発注者と協議する。

（関連工事の調整）

第13条 優先交渉権者は、発注者又はその他関係者が本事業により整備される施設に関して個別に発注する第三者の施工する工事が、本業務の遂行上密接に関連する場合は、第三者の行う当該工事（以下「関連工事等」という。）の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行う。

２ 関連工事等が実施される場合においても、原則として完成期限の延期や事業費の増加は行わない。ただし、発注者がやむを得ないものとして認めた場合はこの限りではない。

３ 優先交渉権者は、関連工事等が実施される場合、関連工事等を実施する第三者及びその使用人等に関する責任を負わない。ただし、優先交渉権者による調整が不適当と認められる場合はこの限りではない。

（関係者協議会の設置）

第14条 発注者及び優先交渉権者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する調整を行うことを目的とし、発注者、優先交渉権者及びその他の関係者により構成する関係者協議会を設置する。

２ 関係者協議会の構成員は発注者と優先交渉権者で協議して定める。

（履行の担保）

第15条 優先交渉権者は、要求水準を遵守し、発注者と十分協議を行いながら本事業を実施しなければならない。

２ 要求水準の内容が、優先交渉権者における是正の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになった場合、発注者は、当該金額と契約金額の差額を違約金相当額として減額する。ただし、発注者と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を履行することを認める場合もある。

（設計成果の取扱い等）

第16条 優先交渉権者は、本事業に関して発注者に提出する資料等（技術提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない。）が、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）等を侵害するものではないことを、発注者に対して保証する。優先交渉権者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、優先交渉権者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

２ 発注者は、発注者及び優先交渉権者の間で価格等の交渉の不成立が確定した場合も、成立した場合と同様に、設計業務の報告書の完成検査及び支払いを行うものとする。また、その場合には優先交渉権者は、本事業に関して必要な範囲で成果物の利用を無償で発注者及び発注者の指定する者に許諾するものとする。次点以降の交渉権者は、必要に応じて当初の優先交渉権者の設計成果を参考とすることができるものとする。

３ 発注者及び優先交渉権者の間で価格等の交渉の不成立が確定した場合において、その時点までの設計成果に当初の優先交渉権者の特許権等が含まれ又は当該特許権等を使用することが前提となっており、前項に基づく設計業務の成果物の無償許諾に加えて次点以降の交渉権者が当該特許権等（前項に基づく成果物の無償許諾の範囲に含まれるものを除く。）の使用を希望するときは、当該使用者が当該特許権等の使用の許諾を申請するとともに合理的な許諾料を支払うことを前提として、優先交渉権者は、当該特許権等の使用を許諾するものとする。

（協定の解除等）

第17条 優先交渉権者が、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、本事業協定を解除すること、未締結の契約書を締結しないこと、及び締結済みの契約書を解除することができる。

一 独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第７条の９第１項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき優先交渉権者が、同法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。

二 独占禁止法第７条第１項若しくは同条第２項（同法第８条の２第２項及び同法第20条第２項において準用する場合を含む。）、同法第８条の２第１項若しくは同条第３項、同法第17条の２又は同法第20条第１項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、優先交渉権者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業協定等が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が優先交渉権者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本事業協定等に関し、優先交渉権者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第２号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２ 優先交渉権者（共同企業体にあっては、その構成員）が、前項各号のいずれかに該当したときは、前項に基づき本事業協定又は契約書を解除したか否かにかかわらず、発注者の請求に基づき、設計業務委託契約の契約金額の合計額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、設計業務委託契約又は工事請負契約に基づく違約金も課され得る場合には、優先交渉権者に課される違約金の総額は、本事業協定に基づく違約金、設計業務委託契約に基づく違約金及び工事請負契約に基づく違約金のうち最も高い金額とする。

３ 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額（本事業協定又は契約書の解除により生じた損害の額を含む。）が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（権利義務の譲渡等）

第18条 優先交渉権者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本事業協定上の地位及び本事業協定に基づく権利義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させ又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

（秘密保持等）

第19条 優先交渉権者は、本事業協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本事業協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

（協定内容の変更）

第20条 本事業協定に規定する各事項は、発注者及び優先交渉権者の書面による同意がなければ変更することはできない。

（準拠法及び管轄裁判所）

第21条 本事業協定は、日本国の法令及び関連規定に従い解釈されるものとし、また、本事業協定及び契約書に関して生じた当事者間の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。なお、本条の定めは、契約書における紛争解決に関する規定（管轄裁判所、あっせん又は調停、仲裁に関する規定を含む。）に優先して適用される。

（その他）

第22条 本事業協定に定めのない事項又は本事業協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が誠実に協議するものとする。

（以下余白）

本事業協定の締結を証するため、本書を２通作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和○年○月○日

（発注者）

大阪市阿倍野区旭町１丁目２番７－６０１号

公立大学法人大阪

理事長　　福島　伸一

（優先交渉権者）

企業名（又は共同企業体名）：○○○○

代表者

【住所】

【法人等名】

【氏名等】

構成員（共同企業体の場合）

【住所】

【法人等名】

【氏名等】